

記帳・決算・申告
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
《相談は民商へ》

大宮民商 News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262 Open:9:30~17:30 休み:土日
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162

2026 年
(令和 8 年)
8 月 3 日
第 1358 号

大宮民商第 60 回定期総会

8 月 10 日号の商工新聞は休刊です。
次号は 8 月 17 日号となります

7 月 26 日、西区の「西部文化センター」で「大宮民商第 60 回 定期総会」が行われました。

代議員 19 名、事務局 2 名 合計 21 名が出席しました。

活動報告・会計報告・新年度活動方針案・予算案等承認され無事総会を終えることができました。皆様のご協力に感謝いたします。

今年もお土産の鰻弁当をお配りし終了となりました。

今年度の大宮民商は「つながる・学ぶ・発信する・行動する商工会」を

合言葉に楽しい民商・頼りになる民商を目指していきます。よろしくお願いいたします。



先週に引き続き税研修会の報告を少し…

「食料品消費税ゼロ」のカラクリ

講師:石村耕治氏(白鷗大学名誉教授・納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム共同代表)

石村氏は、各党が選挙で掲げた「食料品消費税ゼロ」について、「ゼロ」がゼロ税率(0%課税)なのか、それとも非課税なのかが不明確だったと指摘しました。

- 非課税…消費税はかからないが、仕入税額控除はできない。
- ゼロ税率…税率は 0%で、仕入税額控除ができる。

政府・与党の当初案では、約 2 年間は食料品の税率を引き下げ、その後は給付(還付)付き税額控除への移行が検討されています。しかし、給付を受けるためには還付の手続きが必要となり、多くの国民が確定申告を行うことになる可能性もあります。石村氏は、制度が複雑になれば利用しにくくなるとして、生活者に給付が直接・簡素な手続きで届く仕組みが必要だと訴えました。



所沢三上製麺の長ひやむぎ・島原の手延べそうめん 残り僅かです！
サイズによっては完売もございます。
お求めの際はご連絡ください。お盆のお土産にぜひご利用ください。



8/8~8/16 大宮民商事務所は夏季休暇になります